

障障発0329第6号
平成 31 年3月 29 日

各府省庁障害者優先調達推進法担当課長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に
基づく取組の推進について

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。)については、法第5条に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針(平成 25 年厚生労働省告示第 156 号。以下「基本方針」という。)及び「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行に伴う留意事項について」(平成 25 年5月 17 日付け障障発 0517 第1号)を踏まえ、貴府省庁内の各部局及び出先機関、所管独立行政法人等において法に基づく取組を実施いただいているところです。

また、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」(平成 30 年 10 月 23 日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定。以下「障害者雇用基本方針」という。)において、障害者の自立の促進等に資する取組の一環として「障害者優先調達推進法に基づく、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進」が盛り込まれるとともに、本年3月 19 日にとりまとめた「「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充実・強化について」(平成 31 年3月 19 日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定)においても「障害者就労施設等からの物品等の調達について、一層の推進を図る」とされたことを受け、改めて、各府省庁においては下記も踏まえ、各府省庁内の各部局及び出先機関並びに所管独立行政法人等に対して周知を図っていただくとともに、法に基づく取組を一層推進していただきますようお願い申し上げます。

記

1 調達方針において定めている目標について

法第6条及び基本方針において、各省各庁の長及び独立行政法人等の長については、毎年度作成する障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)にて目標設定するものとされています。また、障害者雇用基本方針においては、当該調達方針において定めている目標の達成に向けて取り組むこととされたところです。

つきましては、各府省庁においては、引き続き、各調達方針において定めている目標の達成に向けて取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

2 取組事例の情報提供について

障害者雇用基本方針において、厚生労働省は、各府省庁に対し、対象となる障害者就労施設等に関する詳細な情報や創意・工夫等している取組事例を提供するとされたところです。

このため、今般、厚生労働省において、各府省庁、地方公共団体等の協力を得て、取組状況の詳細を把握、整理し、別添のとおり、取りまとめましたので情報提供させていただきます。

今後も、各府省庁の取組を進めるに当たって参考となる情報を厚生労働省ホームページや事務連絡等を通じて順次発信させていただく予定ですので、これらの情報も御活用いただきつつ、引き続き取組を進めていただくようお願いいたします。

3 その他

法第10条及び基本方針においては、公契約について、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものともされています。各府省庁においては、このような措置に係る取組についても引き続き実施に努めていただきますようお願いいたします。

以上

(別添)

障害者優先調達推進法に基づく取組において国等が創意・工夫等している事例

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
就労支援係 TEL : 03-5253-1111 (内線3044)

(参考)

公務部門における障害者雇用に関する基本方針(平成 30 年 10 月 23 日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定)(抄)

3. 国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大

(3) 障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組の推進

- イ. 障害者優先調達推進法に基づく、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進
- ・ 各府省は、障害者雇用の推進と併せ、障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組を推進する観点から、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号)に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達を着実に推進する。
 - ・ 具体的には、各府省は、調達方針において定めている目標の達成に向けて取り組む。また、厚生労働省は、各府省に対し、対象となる障害者就労施設等に関する詳細な情報や創意・工夫等している取組事例を提供する。これらの取組などにより各府省の調達の推進等に向けた取組を進める。

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充実・強化について(平成 31 年 3 月 19 日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定)(抄)

1. 障害者の採用・定着支援等について

- (7) 障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組を推進する観点から、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達について、一層の推進を図る。